

# 東京水道株式会社総合評価方式（試行）

## 公表事項

（案件別試行実施要領）

件名：令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約

令和7年6月

東京水道株式会社

## 1 総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

本案件は、作業の品質確保を目指し、入札の際に価格と技術力等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（試行）を適用する案件である。その件名、場所及び概要は、次のとおりである。

ア 件名：令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約 その1 から その8

イ 作業区域：

主な履行区域：東京23区及びこれらと接する市（狛江市、三鷹市、武蔵野市、西東京市、神奈川県川崎市、埼玉県和光市及び新座市）の一部

その1：千代田区、港区（ただし、台場を除く。）

その2：中央区、文京区、台東区、豊島区

その3：墨田区、江東区、江戸川区、港区（ただし、台場に限る。）、品川区（ただし、東八潮に限る。）、大田区（ただし、令和島に限る。）

その4：荒川区、足立区、葛飾区

その5：新宿区、中野区、杉並区、杉並区と接する市（三鷹市、武蔵野市）の一部

その6：品川区（ただし、東八潮を除く。）、大田区（ただし、令和島を除く。）

その7：目黒区、世田谷区、渋谷区、世田谷区と接する市（狛江市、三鷹市、神奈川県川崎市）の一部

その8：北区、板橋区、練馬区、練馬区と接する市（武蔵野市、西東京市、埼玉県和光市及び新座市）の一部

ウ 作業概要：立ち会い実施を指示された工事への立会

なお、この公表事項は、本案件に適用する。

## 2 定義

この公表事項において、次のアからウに掲げる用語の意義は、当該アからウに定めるところによる。

ア 基準日 各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日又は1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

イ 本管 内径が400mm以上の管路

ウ 小管 内径が400mm未満の管路

## 3 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札の参加資格確認を申し込み者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。資料については、「5 技術点の評価項目」及び「6 技術点の評価方法」のとおり作成する。

ア 配置予定者保有資格等申告書（様式1）及び根拠資料

イ 指定機材確保状況申告書（様式2）

ウ 配置予定作業責任者の経験実績申告書（様式3）及び根拠資料

エ 災害時における協力協定締結意思確認書（様式4）

- 才 過去の同一地域における施行実績申告書（様式5）及び根拠資料  
 力 都の災害協定の締結の有無等申告書（様式6）及び根拠資料

#### 4 総合評価の方法及び落札者の決定方法

- (1) 総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。  
 (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじ引きに出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない東京水道株式会社（以下「当社」という。）社員にくじを引かせ、落札者を決定する。

#### 5 価格点の評価方法

価格点の評価は次のとおりとする。

式 （満点は30点とする。）

$$30 \times \left[ \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

- ・小数点以下第2位四捨五入
- ・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、30点とする。

#### 6 技術点の評価項目

技術点の評価は、「履行体制・技術力・業務実績」及び「企業の信頼性・社会性・地域貢献度」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

また、技術点の満点は70点とする。

		評価項目	満点(点)
技術点	履行体制・技術力・業務実績	配置予定者人数	10
		有効資格を保有する配置予定者数	20
		指定機材確保状況	3
		配置予定作業責任者の経験実績	20
		災害時における当社への協力	2
	企業の信頼性・社会性・地域貢献度	過去の同一地域での施行実績	5
		都の災害協定の締結の有無	5
		地域内における本店又は営業所の所在の有無	5

## 7 技術点の評価方法

### (1) 「配置予定者人数」の評価方法

「配置予定者人数」は10点満点とし、算出方法は次のとおりとする。

$$10 \times \frac{\text{配置予定者数}}{\text{最多配置予定者数}}$$

- ・小数点以下第2位四捨五入
- ・「配置予定者数」とは、本案件に配置予定の者の人数をいう。
- ・競争入札参加者のなかで配置予定者数の最も多い者は、10点とする。

競争入札参加希望者は、「配置予定者保有資格等申告書」の提出をもって、配置予定者人数を申告する。

また、算定の根拠資料として、競争入札参加希望者と配置予定者の雇用関係を証する書類を提出すること（雇用関係を証する書類として健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングすること。）。

### (2) 「有効資格を保有する配置予定者数」の評価方法

「有効資格を保有する配置予定者数」は20点満点とし、算出方法は次のとおりとする。

$$20 \times \frac{\text{有効資格保有者数}}{\text{最多有効資格保有者数}}$$

- ・小数点以下第2位四捨五入
- ・「有効資格保有者数」とは、本案件に配置予定の者でかつ有効資格を保有する者の人数をいう。
- ・競争入札参加者のなかで最も有効資格保有者を多く配置できる者は、20点とする。

有効資格は、下表のとおりである。

資格の名称	部門	根拠となる法律 又は 認定団体
技術士	総合管理部門	技術士法(昭和58年4月27日法律第25号)
	建設部門	
	上下水道部門	
コンクリート診断士	—	公益社団法人日本コンクリート工学会 認定
コンクリート技士	—	公益社団法人日本コンクリート工学会 認定
コンクリート主任技士	—	公益社団法人日本コンクリート工学会 認定
水道施設管理技士 2級以上	管路	公益社団法人日本水道協会 認定
給水装置工事主任技術者	—	水道法(昭和32年法律第177号)
土木施工管理技士 1級	—	建設業法(昭和24年法律第100号)
管工事施工管理技士 1級	—	建設業法(昭和24年法律第100号)

ひとりの配置予定者が複数の資格を持つ場合には、資格一つについてのみ評価する。

有効資格を保有する配置予定者がいない(0人)場合でも入札参加は可能である。

全ての競争入札参加者において有効資格を保有する配置予定者がいない(0人)場合、「有効資格を保有する配置予定者数」の評価項目は、全ての競争入札参加者について0点とする。

競争入札参加希望者は、「配置予定者保有資格等申告書」の提出をもって、有効資格を保有する配置予定者数を申告する。

また、算定の根拠資料として、配置予定者の保有資格証の写し等を提出すること。

### (3) 「指定機材確保状況」の評価方法

「指定資機材確保状況」は 3点満点とし、競争入札参加希望者が競争入札参加申込みの提出の時点で、指定された機材を全て有している(リース、レンタル及び賃貸借を含む。)場合に3点、全ては有していないが半数以上有している場合(リース、レンタル及び賃貸借を含む。)に1点、それ以外の場合に0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

指定機材確保状況	点 数
指定機材を全て有している	3
指定機材の全ては有していないが半数以上有している	1
有している指定機材が半数未満 又は 全て有していない	0

指定機材は、次のとおりである。

機材名
開栓器
水質検査器
電気伝導率計
音聴棒
蓋カギ
超音波管圧計

競争入札参加希望者は、「指定機材確保状況申告書」の提出をもって、指定機材確保状況を申告する。

### (4) 「配置予定作業責任者の経験実績」の評価方法

「配置予定作業責任者の経験実績」は 20点満点とする。

本案件の同種作業は、次のとおりとする。

- 同種作業①：東京都内の水道管路(本管)工事施工管理
- 同種作業②：東京都内の水道管路(小管)工事施工管理
- 同種作業③：東京都外の水道管路(本管)工事施工管理
- 同種作業④：東京都外の水道管路(小管)工事施工管理

配置予定作業責任者が、基準日の 5 年前の日から起算して 5 年の間に、同作業に作業責任者として従事した経験実績を有する場合に20点、同種作業①に主任技術者又は監理技術者として従事した経験実績を有する場合に20点、同種作業②に主任技術者又は監理技術者として従事した経験実績を有する場合に15点、同種作業③に主任技術者又は監理技術者として従事した経験実績を有する場合に12点、同種作業④に主任技術者又は監理技術者として従事した経験実績を有する場合に9点、それ以外の場合は 0 点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

配置予定作業責任者の経験実績	点 数
同作業に作業責任者として従事した経験実績がある	20
同種作業①(東京都内の水道管路(本管)工事施工管理)に主任技術者又は監理技術者として従事した経験実績がある	20
同種作業②(東京都内の水道管路(小管)工事施工管理)に主任技術者又は監理技術者として従事した経験実績がある	15
同種作業③(東京都外の水道管路(本管)工事施工管理)に主任技術者又は監理技術者として従事した経験実績がある	12
同種作業④(東京都外の水道管路(小管)工事施工管理)に主任技術者又は監理技術者として従事した経験実績がある	9
なし	0

なお、配置予定作業責任者が、同作業及び同種作業の経験を複数有している場合は、最も点数の高い経験ひとつについてのみ評価する。

競争入札参加希望者は、「配置予定作業責任者の経験実績申告書」の提出をもって、配置予定作業責任者の経験実績を申告する。

また、算定の根拠資料として、「配置予定作業責任者の経験実績申告書」に記載した経験実績に

係る契約書の写し(CORINSに登録されている場合は、その記載内容の写しでも可)及び当該契約の従事者となったことを示す書類の写し(CORINSに登録されている場合は、その記載内容の写しでも可)を提出する。

(5) 「災害時における当社への協力」の算定方法

「災害時における当社への協力」は2点満点とし、競争入札参加希望者が競争入札参加申込みの提出時に、「災害時における協力協定締結意思確認書」をもって、災害時における当社への協力協定締結の意思があることを示した場合に2点、それ以外の場合に0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

災害時における当社への協力	点 数
災害時における当社への協力協定締結の意思あり	2
なし	0

(6) 「過去の同一地域での施行実績」の算定方法

「過去の同一地域での施行実績」は5点満点とし、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した上水道の工事・点検・調査のいずれかを含む業務実績のうち、当該作業委託の施行場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村(いずれの区市町村も都内に限る。)において行った実績を2件以上有する場合に5点、1件有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

過去の同一地域での施行実績	点 数
2件以上あり	5
1件あり	2
なし	0

本案件の施行場所の属する区市町村は、次のとおりである。

- ①「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その1)」の施行場所の属する区村  
千代田区・港区
- ②「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その2)」の施行場所の属する区市町村  
中央区・文京区・台東区・豊島区
- ③「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その3)」の施行場所の属する区市町村  
江東区・墨田区・江戸川区・港区・大田区・品川区
- ④「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その4)」の施行場所の属する区市町村  
荒川区・足立区・葛飾区
- ⑤「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その5)」の施行場所の属する区市町村  
杉並区・中野区・新宿区・三鷹市・武蔵野市
- ⑥「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その6)」の施行場所の属する区市町村  
大田区・品川区
- ⑦「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その7)」の施行場所の属する区市町村  
世田谷区・目黒区・渋谷区・狛江市・三鷹市
- ⑧「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その8)」の施行場所の属する区市町村  
練馬区・板橋区・北区・武蔵野市・西東京市

※実際の履行区域には、⑦に神奈川県の一部地域、⑧に埼玉県の一部地域を含むが、「過去の同一地域での施行実績」の算定上は都内での実績に限定するため、上記表には都外の履行区域は記載していない。

競争入札参加希望者は、「過去の同一地域における施行実績申告書」の提出をもって、過去の同一地域での施行実績を申告する。

また、算定の根拠資料として、当該施行実績に係る契約書の写し及びその完了を証する書類の写しを提出すること。

(7) 「都の災害協定の締結の有無」の算定方法

「都の災害協定の締結の有無」は5点満点とし、競争入札参加希望者が競争入札参加申込みの提出の時点で、東京都と災害時における防災活動について定めた災害協定（「災害時における応急対策業務に関する協定」及びこれに基づき東京都水道局と締結した細目協定、「災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定」、「災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定」又は「震災等非常災害時における水道工事用材料供給協定」をいう。）を現在締結している場合に5点、過去に締結していた場合に2点、それ以外の場合に0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

都の災害協定の締結の有無	点 数
現在締結している	5
過去に締結していた	2
現在及び過去に締結の実績なし	0

競争入札参加希望者が、東京都と災害時における防災活動について定めた災害協定を締結している団体に加盟している場合は、当該算定にあたっては、競争入札参加希望者が東京都と災害時における防災活動について定めた災害協定を締結しているものとして扱う。

競争入札参加希望者が複数の災害協定の実績がある場合又は複数の災害協定締結団体への加盟実績がある場合であっても、最も点数の高いひとつについてのみ評価する。

競争入札参加希望者は、「都の災害協定の締結の有無等申告書」の提出をもって、都の災害協定の締結の有無を申告する。

また、算定の根拠資料として、当該協定書の写し（競争入札参加希望者の加盟団体が災害協定を締結している場合は、その団体に加盟していることを証明する書類（写し可）及び加盟団体が協定を締結していることを証する書類（写し可））を提出すること。

(8) 「地域内における本店又は営業所所在の有無」の算定方法

「地域内における本店又は営業所所在の有無」は5点満点とし、当該委託作業の施行場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村（いずれの区市町村も都内に限る。）内に競争入札参加希望者の本店及び営業所の両方が所在する場合に5点、一方のみが所在する場合は2点、それ以外の場合に0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

地域内における本店又は営業所の所在の有無	点 数
本店及び営業所の両方が所在	5
一方のみ所在	2
なし	0

本案件の施行場所の属する区市町村は、次に掲げるとおりである。

- ①「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その1)」の施行場所の属する区市町村  
千代田区・港区
- ②「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その2)」の施行場所の属する区市町村  
中央区・文京区・台東区・豊島区
- ③「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その3)」の施行場所の属する区市町村  
江東区・墨田区・江戸川区・港区・大田区・品川区
- ④「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その4)」の施行場所の属する区市町村  
荒川区・足立区・葛飾区
- ⑤「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その5)」の施行場所の属する区市町村  
杉並区、中野区、新宿区、三鷹市、武蔵野市
- ⑥「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その6)」の施行場所の属する区市町村  
大田区、品川区
- ⑦「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その7)」の施行場所の属する区市町村  
世田谷区、目黒区、渋谷区、狛江市、三鷹市
- ⑧「令和7年度他企業工事立会作業委託単価契約(その8)」の施行場所の属する区市町村  
練馬区、板橋区、北区、武蔵野市、西東京市

※実際の履行区域には、⑦に神奈川県の一部地域、⑧に埼玉県の一部地域を含むが、「地域内における本店又は営業所所在の有無」の算定上は都内に所在するものに限定するため、上記表には都外の履行区域は記載していない。

競争入札参加希望者は、「都の災害協定の締結の有無等申告書」の提出をもって、地域内における本店又は営業所所在の有無を申告する。

また、算定の根拠資料として、東京都の入札参加資格申請受付票の写し又はその他の施行場所の属する区市町村内に本店又は営業所が存することを証明する書類(写し可)を提出すること。

(9) 技術点は、8 (1)により配置予定者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定者による点数で評価する。

## 8 配置予定者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定者については、原則として委託契約完了まで変更することができない。ただし、配置予定者の病気・死亡等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の「配置予定者人数」「有効資格を保有する配置予定者数」及び「配置予定作業責任者の経験実績」に係る点数の合計は、変更前の「配置予定者人数」「有効資格を保有する配置予定者数」及び「配置予定作業責任者の経験実績」に係る点数の合計以上とする。
- (2) 配置予定者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合、又は変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても変更後の「配置予定者人数」「有効資格を保有する配置予定者数」及び「配置予定作業責任者の経験実績」に係る点数の合計が変更前の「配置予定者人数」「有効資格を保有する配置予定者数」及び「配置予定作業責任者の経験実績」に係る点数の合計未満のときは、申込時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがある。

**9 申込時の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかとなった場合**

契約締結後において、申込時の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかとなった場合、「東京水道株式会社業務委託等指名競争入札指名基準」第5の第一号または第四号に該当するものとして、指名の制限を行うことがある。

**10 その他の留意事項**

- (1) 提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本件入札の資格審査及び評価値の算出（契約の締結に至った者については契約の履行）以外には使用しない。また、入札参加申込者の同意なしに第三者に提供することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。
- (5) 入札に関する手続等に関しては、入札要件説明書を参照のこと。